

健康福祉

1 社会福祉（地域共生社会推進室・福祉指導課）

(1) 戦没者追悼式（地域共生社会推進室）

戦没者の御霊にめい福を祈るとともに、平和への誓いを込めて第70回戦没者追悼式を令和4年11月9日に高槻市現代劇場文化ホール（現高槻城公園芸術文化劇場北館）で実施した。参列者は遺族29名、来賓27名であった。

(2) 恩給・援護関係（地域共生社会推進室）

① 恩給関係

普通恩給・普通扶助料等の手続き等についての問合せに対応

② 戦没者等遺族関係

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、戦没者等の妻に対する特別給付金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求受付及び国債交付

(3) 民生委員児童委員（地域共生社会推進室）

民生委員児童委員は、民生委員法、児童福祉法に基づき設けられているもので、地域の社会福祉のため、地域と行政のパイプ的役割などを担っている。委嘱者数（令和5年4月1日現在）は501人（男158人・女343人）で具体的には次のような活動を行っている。

〈社会調査活動〉地域における住民の生活状態や福祉ニーズの把握

〈相談支援活動〉①生活に関する相談・援助 ②福祉の制度やサービスの情報提供

③関係行政機関等への連絡通報

〈社会福祉事業者等との連携〉社会福祉に関する活動を行う者や事業者との連携

〈福祉行政への協力〉社会福祉各法（生活保護法、売春防止法、児童・身体障害者・知的障害者・老人・母子及び父子並びに寡婦の各福祉法）への協力

〈地域福祉活動への協力〉地域の行事等への参加・協力

(4) 社会福祉審議会（地域共生社会推進室）

社会福祉法第7条の規定により、社会福祉審議会を設置（委員46人と専門委員で構成）。社会福祉に関する事項について調査審議を行う。

社会福祉審議会には、民生委員審査・高齢者福祉・児童福祉・障がい者福祉の各専門分科会と地域共生社会推進部会を置き、障がい者福祉専門分科会には身体障がい者手帳の交付に係る審査等のための審査部会を置く。

(5) 地域福祉会館（地域共生社会推進室）

地域福祉活動の中心となる総合拠点施設であり、社会福祉協議会、ボランティア・市民活動センターの事務所や、地域福祉に関する情報コーナー、地域福祉活動を行う市民・市内の団体が使用できる会議室、研修室などがある。

(6) 社会福祉法人の設立認可（福祉指導課）

令和4年度においては、社会福祉法人の設立認可を行っていない。

(7) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督（福祉指導課）

所管の社会福祉法人及び社会福祉施設への指導監督を行った。

ア 社会福祉法人への実地指導監査（令和4年度）（単位：件）

種 別	対象数	実施数	文書指摘 の数	左記の内訳		
				法人運営	会計処理	その他
社会福祉法人	33	11	51	33	17	1

※ 法人運営とは、定款、登記、理事会等の運営、監事監査等に関する事項をいう。

※ その他とは、情報公開、規程整備、苦情解決体制等に関する事項をいう。

イ 社会福祉施設への実地指導監査（令和4年度）（単位：件）

種 別	対象数	実施数	文書指摘 の数	左記の内訳			
				施設運営	会計処理	利用者支援	
社会福祉施設	高齢者福祉施設	36	11	6	1	1	4
	障がい者支援施設等	4	1	2	0	2	0
	計	40	12	8	1	3	4

※ 施設運営とは、施設設備管理、人事管理、災害防止対策等に関する事項をいう。

※ 利用者支援とは、入所・通所者への生活支援、食事提供等に関する事項をいう。

※ 障がい者支援施設等とは、障がい者支援施設と保護施設をいう。

(8) 社会福祉法人特別応援金（福祉指導課）

コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けながらも、市民（高齢者、障がい者等）が安心して福祉サービスを利用できるよう、事業継続や感染症対策に取り組む社会福祉法人に対し、応援金を給付した。

（令和4年度）

交付対象	対象数（件）	補助額（円）
社会福祉法人（高齢者施設、障がい者施設、救護施設等を経営する法人）	36	10,400,000

(9) 社会福祉施設等物価高騰対策支援金（福祉指導課）

エネルギー価格等の高騰の影響を受けながらも、市民（高齢者、障がい者等）が安心して福祉サービスを利用できるよう、事業継続に取り組む社会福祉施設等（高齢者・障がい者等の入所施設）に対し、支援金を支給した。

(令和4年度)

交付対象	対象数 (件)	補助額 (円)
社会福祉施設等 (養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、障がい者支援施設、救護施設)	46	8,000,000

(10) 介護保険サービス事業者等の指定・指導等 (福祉指導課)

ア 新規指定事業・施設数

指定居宅サービス	14事業
指定介護予防サービス	7事業
指定居宅介護支援	3事業
指定地域密着型サービス	8事業
第一号事業	12事業

イ 実地指導実施状況 (令和4年度)

(単位: 件)

種別	対象事業数	実施数	文書指摘の数	左記の内訳					
				基本方針	人員	設備	運営	法令遵守	報酬
指定居宅サービス	273	17	61	1	8	0	42	1	9
指定介護予防サービス	125	7	6	0	0	0	5	1	0
指定居宅介護支援	74	3	16	0	0	—	14	0	2
指定介護予防支援	12	0	0	0	0	—	0	0	0
指定地域密着型サービス	127	9	30	0	3	1	22	2	2
指定地域密着型介護予防サービス	52	3	5	0	0	1	3	1	0
指定介護老人福祉施設	15	0	0	0	0	0	0	0	0
介護老人保健施設	8	1	2	0	0	0	1	0	1
第一号事業	193	13	54	1	6	0	36	2	9
計	879	53	174	2	17	2	123	7	23

※ 第一号事業は、介護予防・日常生活支援総合事業の第一号訪問事業及び第一号通所事業をいう。

ウ 監査実施状況 (令和4年度)

監査を実施していない。

エ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の立入検査実施状況 (令和4年度)

(単位: 件)

種別	対象施設数	実施数	文書指摘の数
有料老人ホーム	23	2	25
サービス付き高齢者向け住宅	15	2	5
計	38	4	30

オ 集団指導等実施状況（令和4年度）

対 象	開催日等		参加施設・事業所数
指定居宅サービス事業所等	新型コロナウイルス感染症 拡大防止の観点から、WE B形式（資料の掲載及びア ンケート）により実施し た。	6月	716
指定地域密着型サービス事業所等			
指定介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
有料老人ホーム及びサービス付き 高齢者向け住宅		7月	39

(11) 障がい福祉サービス事業者等の指定・指導等（福祉指導課）

ア 新規指定事業数

指定障がい福祉サービス	20事業
指定計画相談支援	3事業
登録地域生活支援事業	2事業
指定障がい児通所支援	15事業
指定障がい児相談支援	3事業

イ 実地指導実施状況（令和4年度）

（単位：件）

種 別	対象 事業数	実施数	文書指摘 の数	左記の内訳					
				基本 方針	人員	設備	運営	変更届	報酬
指定障がい福祉サービス	295	19	94	2	5	1	57	1	28
指定障がい者支援施設	3	1	1	0	0	0	1	0	0
指定一般相談支援	20	4	2	0	0	—	2	0	0
指定特定相談支援	23	7	13	0	0	—	11	0	2
登録地域生活支援事業	73	2	6	0	1	0	5	0	0
指定障がい児通所支援	101	33	85	0	10	0	56	1	18
指定障がい児相談支援	13	6	5	0	0	—	5	0	0
計	528	72	206	2	16	1	137	2	48

ウ 監査実施状況（令和4年度）

1事業者に対して監査を実施した。

エ 集団指導実施状況

対 象	開催日等	参加事業所数
指定障がい福祉サービス事業所 指定障がい者支援施設 指定一般相談支援事業所 指定特定相談支援事業所 登録地域生活支援事業所	令和4年12月 6日（午後）	194

指定障がい児通所支援事業所 指定障がい児相談支援事業所	令和4年12月5日(午前)	68
--------------------------------	---------------	----

※ 集合形式とオンラインの同時進行で実施した。

(12) 社会福祉施設等整備補助(福祉指導課)

社会福祉施設の整備促進を図り福祉ニーズに対応するため、社会福祉法人等が整備する社会福祉施設及び設備について、その費用の一部を補助金として交付した。

(令和4年度)

交付対象	対象数(件)	補助額(円)
高齢介護施設(施設整備費)	4	236,400,000
高齢介護施設(開設準備経費)	2	29,817,000
合計	6	266,217,000

2 生活福祉(生活福祉支援課・生活福祉総務課・福祉相談支援課)

(1) 生活保護(生活福祉総務課・生活福祉支援課)

生活保護は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な給付を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。保護の適用は、生活に困窮する者が、利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、最低限度の生活維持のために活用することを要件として行われる。

生活保護状況

(保護費は、決算額。その他の数値は、各年度末数値)

年度	人口(人)	被保護世帯数(世帯)	被保護人員(人)	保護費(年間)(円)	保護率(%)
令和4年度	348,020	4,311	5,660	9,886,064,346	16.26
令和3年度	349,109	4,339	5,771	9,755,440,886	16.53
令和2年度	350,819	4,310	5,802	9,631,602,924	16.54

※ 保護率(%=パーミル)は1,000人に対する割合を示す。

(2) 中国残留邦人等自立支援(生活福祉総務課・生活福祉支援課)

中国残留邦人等の置かれている特別な事情をかんがみ、老後の生活の安定等を実現するため、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき、支援給付等の生活支援を行う。

支援給付状況

(支援費は、決算額。その他の数値は、年度末数値)

年度	被支援世帯数(世帯)	被支援人員(人)	支援費(年間)(円)
令和4年度	13	15	29,296,246
令和3年度	13	15	29,469,024
令和2年度	13	15	29,395,620

(3) 生活困窮者自立支援（福祉相談支援課）

生活困窮者が早期に困窮状態から脱却するために、就労その他自立に向けた相談支援や課題解決に向けた支援プランを策定し、自立に向けた支援を行う。

① 相談件数等の状況

年度	新規相談件数（件）	プラン策定件数（件）	プラン終結数（件）
令和4年度	1,203	188	161
令和3年度	2,760	223	171
令和2年度	2,666	188	146

② 多重債務相談

多重債務者を救済するため、大阪弁護士会及び大阪司法書士会との連携・協力体制を強化し、相談者を法律専門家に繋いでいる。また、庁内では多重債務者の生活再建を支援するため、「生活困窮者支援調整ネットワーク会議」において情報の共有などを図っている。

令和4年度の多重債務相談は、89件だった。

(4) 就労支援（生活福祉支援課・福祉相談支援課）

生活保護受給者等に対し、ハローワークとも連携し、早期の自立に向けた就労支援等を行う。また、産業振興課において実施していた就職困難者への就労支援も平成27年4月より併せて行っている。

① 就労支援の状況

年度	支援者数（人）	就職者数（人）
令和4年度	370	193
令和3年度	433	231
令和2年度	408	182

② 就労準備支援等の状況

年度	支援者数（人）	就職者数（人）	職場体験（人）
令和4年度	55	30	28
令和3年度	74	40	50
令和2年度	62	37	46

3 障がい者（児）福祉（障がい福祉課・福祉相談支援課）

(1) 身体障がい者手帳所持者数（令和4年度実績）（障がい福祉課）

身体障がい者手帳は、身体に障がいのある人が各種の福祉サービスを受ける際に役立てていただくために交付した。

障がい部位	内 訳			計
	1、2級	3、4級	5、6級	
視覚障がい	589人	116人	166人	871人
聴覚・平衡機能障がい	259人	360人	319人	938人
音声・言語機能障がい	27人	155人		182人

肢 体 不 自 由	2,464 人	2,717 人	1,932 人	7,113 人
内 部 障 が い	2,503 人	1,388 人		3,891 人
計	5,842 人	4,736 人	2,417 人	12,995 人

(2) 療育手帳所持者数（令和4年度実績）（障がい福祉課）

療育手帳は、知的障がいのある人が各種の福祉サービスを受ける際に役立てていただくために交付した。

総 合 判 定	児（18歳未満）	者（18歳以上）	計
A	282 人	1,256 人	1,538 人
B1	265 人	584 人	849 人
B2	476 人	1,022 人	1,498 人
計	1,023 人	2,862 人	3,885 人

(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数（令和4年度実績）（障がい福祉課）

精神障がい者保健福祉手帳は、精神に障がいのある人が各種の福祉サービスを受ける際に役立てていただくために交付した。

障 が い 等 級	所持者数
1 級	305 人
2 級	2,224 人
3 級	1,754 人
計	4,283 人

(4) 給付金制度（令和4年度分）（障がい福祉課）

名称及び事業	目 的	対 象 者	支 給 額
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいを有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ること。	次のいずれかに該当する 20 歳未満の在宅の障がい児を養育（児童と同居し、監護し、生計を同じくしていること。）されている方 ① 身障手帳 1～3 級（下肢障がいは 4 級まで） ② 重度・中度の知的・精神障がい ③ その他、障がい・疾病により上記と同程度の状態	1 級手当 月額 52,400 円 2 級手当 月額 34,900 円
大阪府重度障がい者在宅生活応援制度	重度障がい者と同居し介護する人に給付金を支給することにより、障がい者の自立と社会参加に向け、在宅生活の推進とさらなる応援を図る。	身障手帳 1・2 級と重度の知的障がいをあわせもつ障がい者を在宅介護されている方	月額 10,000 円

障がい児福祉手当	重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、障がい児の福祉の向上を図ること。	次のいずれかに該当する 20 歳未満で常時の介護が必要な在宅者 ① 身障手帳 1 級又は 2 級の一部 ② 最重度の知的障がい ③ 精神障がい ④ その他、障がい・疾病により上記と同程度の状態	月額 14,850 円
特別障がい者手当	精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障がい者に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の一助として手当を支給することにより、特別障がい者の福祉の向上を図ること。	次のいずれかに該当する 20 歳以上で常時特別の介護が必要な在宅者 ①身障手帳 1・2 級の一部、最重度の知的障がい・精神障がい又はこれと同程度の障がい・疾病の内、二つ以上が重複 ②その他、障がい・疾病により上記と同程度の状態	月額 27,300 円

(5) 情報提供事業（障がい福祉課）

名称及び事業	目 的	対 象 者	令和 4 年度実績
視覚障がい者に対する情報提供	視覚障がい者に対し行政情報・生活情報等を点字または録音テープで提供し、その福祉の向上を図る。主な提供情報は、「高齢者暮らしに生かそうサービスガイド」等。	視覚障がい者で事前登録をした人等	点字出版 265 枚 点 訳 1,379 枚 声のテープ 527 本

(6) 交通助成（障がい福祉課）

名称及び事業	目 的	対 象 者	令和 4 年度実績
高槻市営バス乗車券の交付	身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、高槻市営バス乗車券を交付する。	市内に居住する、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者	交付人数 16,757 枚
付添人高槻市営バス乗車券交付	療育園、保育所、学校等に通園、通学している身体障がい者(児)及び知的障がい者(児)の付添人に高槻市営バス乗車券を交付する。	市内に居住する第 1 種及び 12 歳未満の身体障がい者手帳所持者、または A・B1 及び 12 歳未満の療育手帳所持者の付添人	交付人数 6 人
自動車教習費の交付	身体障がい者手帳所持者が公安委員会から運転免許証を受けた場合、教習費として 40,000 円を限度として交付する。	市内に居住する身体障がい者手帳所持者で新たに運転免許証を取得した人	1 人 1 回限り 交付人数 4 人

重度障がい者福祉タクシー料金助成事業	重度の障がい者にタクシーの利用料金の一部を助成することにより、社会参加を促す。	次のいずれかに該当する市内に居住する人 ① 身体障がい者手帳の肢体不自由・視覚・心臓・腎臓・呼吸器・免疫・肝臓機能障がいの総合等級が1・2級の所持者、もしくは体幹機能障がい3級の所持者 ② 療育手帳Aの所持者 ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者 (所得要件あり)	延べ交付枚数 107,752枚
自動車改造費の助成	身体障がい者が住み慣れた地域社会のなかで自立し、社会参加の促進に資することを目的とする。	市内に居住する身体障がい者手帳所持者で自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の一部を改造する必要がある人(所得要件あり)	交付人数 5人

(7) 障害者総合支援法による自立支援給付(障がい福祉課)

名称及び事業	目的	対象者	令和4年度実績
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等の援助を行う。	日常生活を営むのに支障がある障がい支援区分の認定を受けた(障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態)障がい者等	身体介護 236人 59,974.0時間 家事援助 482人 48,241.75時間 通院介助 371人 15,978.0時間 乗降介助 1人 67.0時間
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であつて、常に介護を必要とする者に、自宅での介護や外出時の移動中の支援などを総合的に行う。	障がい支援区分が4以上の、次のいずれかを満たす者 ・二肢以上に麻痺等があり、居宅介護の身体介護、家事援助等の支給要件を満たす重度の肢体不自由者 ・行動援護の対象者で、重度訪問介護の必要性が確認できる者	利用者数 16人 利用時間 58,736.5時間
行動援護	知的若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい児者が行動するときに危険を回避するために必要な援護、外出時の必要な支援等を行う。	障がい支援区分が3以上(障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態)で行動関連項目得点が10点以上の、身体介護及び通院等介助の支給要件を満たす知的障がい者及び精神障がい者	利用者数 10人 利用時間 2,288.5時間
同行援護	移動時及びそれに伴う外出先において必要な代筆・代読等の視覚的情報支援や、移動の援護、その他必要な援助を行う。	視覚的情報支援や移動の支援を必要とする視覚障がい者で、同行援護アセスメント調査票により対象となる者	利用者数 133人 利用時間 22,548.0時間

療養介護	医療機関で療養上の管理、看護、介護等を行う。	医療と常時介護を必要とする障がい者で要件を満たす者	利用者数 61人 利用日数 21,051日
生活介護	常に介護を必要とする者に、主に日中、施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	常時介護を要する障がい支援区分が3以上(50歳以上は区分2以上。障がい者入所施設の入所者は、区分4以上、50歳以上は区分3以上)の障がい者	利用者数 1,054人 利用日数 232,251日
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	障がい支援区分の認定を受けた障がい者及び厚生労働大臣の定める区分における区分1以上の障がい児	利用者数 382人 利用日数 14,377日
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において入浴、排せつ、食事等の介護等を行う。	生活介護を利用している障がい支援区分が4以上(50歳以上は、区分3以上)の障がい者	利用者数 219人 利用日数 71,412日
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助と個々のニーズに対応した介護を行う。	地域生活において相談や日常生活上の援助、介護を必要とする障がい者	利用者数 494人
自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行う。	(機能訓練) 地域での自立した生活を送るために機能訓練等の支援が必要な身体障がい者 (生活訓練) 入所や入院等から地域での生活へ移行するために日常生活や社会生活の訓練が必要な知的障がい者及び精神障がい者	(機能訓練) 利用者数 10人 利用日数 901日 (生活訓練) 利用者数 77人 利用日数 8,471日
就労移行支援	一般企業等への就労希望者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の障がい者	利用者数 254人 利用日数 27,078日
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な者に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	(A型) 企業等に雇用されることが困難な者であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の者 (B型) 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用につかいない者や、50歳に達している者等	(A型) 利用者数 285人 利用日数 45,949日 (B型) 利用者数 667人 利用日数 98,932日

就労定着支援	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者	利用者数 119人 利用日数 949日
--------	--	---	------------------------

(8) 障害者総合支援法による補装具費の支給（障がい福祉課）

名称及び事業	目的	対象者	令和4年度実績
補装具費の支給	障がい者等の身体機能を補完し、又は代替する補装具（義肢、装具、車いす等）の申請があった場合、補装具費の支給を行う。	身体障がい者手帳所持者及び障害者総合支援法において難病等の範囲に含まれる対象疾患により障がいがある人	交付・修理者数 738人 交付・修理件数 825件

(9) 障害者総合支援法による地域生活支援事業（障がい福祉課）

名称及び事業	目的	対象者	令和4年度実績
移動支援 (ガイドヘルプ)	外出が困難な障がい者が円滑に外出できるように、移動を支援する。	外出時に移動の支援が必要な障がい者又は障がい児（学齢期以降の者に限る）で、視覚障がい（同行援護対象外のもの）、身体障がい（下肢、体幹機能又は脳原性機能障がいのため屋外での単独移動が困難な車イスを利用するもの、両上肢の機能を全廃、手関節以上で欠くもの、両上肢の機能の著しい障がい及び両上肢のすべてを欠くもの）のある者や、知的・精神障がいのある者	利用人数 931人 利用時間 115,881.5時間
日中一時支援事業	障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的に、宿泊を伴わない一時預かりを行い、障がい者等に活動の場を提供し、介護や見守り等の必要な支援を行う。	日中において、一時的に活動の場の提供や見守り等の支援が必要な障がい者等	利用人数 284人 利用日数 8,474日

日常生活用具の給付	障がい者がその有する能力や適性に応じ自立した日常生活が営むことができるよう給付を行う。	在宅の身体障がい者手帳1・2級(内部障がい又は3級を含む)の所持者、療育手帳Aの所持者、精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者、及び障害者総合支援法において難病等の範囲に含まれる対象疾患により障がいがある人等	給付者数 851人 給付件数 7,418件
福祉電話の貸与 ファックスの貸与	電話を所持していない在宅の重度身体障がい者等に福祉電話・ファックスを貸与し、回線使用料等を助成することによりコミュニケーション、緊急連絡の確保を図る。	在宅の市民税所得割非課税世帯に属する外出困難な重度身体障がい者、難聴者及び身体障がい者手帳3級以上の聴覚・音声・言語機能障がい者(原則として障がい者のみの世帯)	貸与台数 4台 (うちファックス0台)
緊急通報装置の設置	重度の身体障がい者が住み慣れた地域社会で安心して生活を送れるよう、急病や災害等の緊急事態の発生時に簡易に通報を可能とする。	ひとり暮らしの重度の身体障がい者で市民税所得割が非課税の者	設置台数 19台
在宅重度障がい者等訪問入浴サービス	在宅の重度身体障がい者等で入浴が困難な人に対し、自宅に浴槽等を運び入れ、入浴サービスを行う。	家族等の介助だけでは入浴が困難な、市内に居住する重度身体障がい者等で、医師に入浴可能と認められ、介護者の立ち会いが可能な者	登録者 18人 延べ利用件数 811件

(10) 自立支援医療（障がい福祉課）

名称及び事業	目的	対象者	令和4年度実績
更生医療	障がいを軽減し、日常生活の困難を改善するために医療が必要な時、指定医療機関で医療を受ける場合に医療費の助成を行う。	身体障がい者手帳所持者	利用者数 457人 延べ件数 4,441件
育成医療	身体に障がいのある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療に係る費用の助成を行う。	18歳未満の身体に障がいのある児童	利用者数 9人 延べ件数 33件
精神通院医療	指定医療機関での必要な医療に係る費用の助成を行う。	法に定められた症状を有する精神疾患により、継続した通院治療が必要な者	利用者数 7,289人

(11) 重度障がい者住宅改造助成事業（障がい福祉課）

名称及び事業	目 的	対 象 者	令和4年度実績
住宅改造助成事業	障がい者が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できるよう日常生活の基盤となる住宅改善を促進し、生活の利便性の向上を図る。	肢体・視覚・聴覚の身体障がい者手帳1級または2級（下肢または体幹の機能障がいにあつては、3級を含む）所持者・重度の知的障がい者等	助成件数 4件

(12) 意思疎通支援事業（障がい福祉課）

名称及び事業	目 的	対 象	令和4年度実績
手話通訳者の派遣	聴覚障がい者が公的機関・医療機関等で手話通訳を必要とするとき、通訳者を派遣する。	市内に居住する聴覚、言語機能、音声機能障がい者等	実人数 66人 派遣回数 735回
要約筆記者の派遣	聴覚障がい者等に話の要点をその場でまとめ、OHC やノート等を書いて伝える要約筆記者を派遣する。	市内に居住する聴覚、言語機能、音声機能障がい者等	派遣回数 19回

(13) 救急医療情報キット配布事業（障がい福祉課）

名称及び事業	目 的	対 象	令和4年度実績
救急医療情報キット配布事業	救急隊員が迅速に必要な医療情報を把握し、スムーズに対応できることを目的として、救急医療情報キットを配布する。	在宅の障がい者	ホームページよりダウンロード可能としたため配布数の把握はなし

(14) 啓発事業（障がい福祉課）

障がい者の「完全参加と平等」の実現に向け、障がい者に対する理解と認識を深め、心と心がふれあう福祉のまちづくりを促進する目的で「第41回福祉展」（令和4年12月3日～4日）を開催した。2日間で、およそ550人の市民の参加があった。

例年、10月に「市民ふれあい運動会」を開催しているが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

(15) 障がい者福祉センター（ゆう・あいセンター）（障がい福祉課）

障がい者の社会参加の促進と自立を援助し、各種の福祉活動の交流と憩いの場として、すべての市民とふれあいを促進するため次のような事業を実施している。

① デイサービス事業

対象者 原則在宅で18歳以上65歳未満の障がい者

事業内容 機能訓練、社会適応訓練、リハビリテーション
創作文化教室（陶芸、書道、絵画等の各種教室）

② 障がい者生活支援事業

対象者 在宅を中心とした障がい者等

事業内容 在宅福祉サービス（デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプ等）の利用援助、社会資源（事業所、住宅改修等）を利用するための支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介等

③ 情報提供、交流・研修事業

ア 情報提供

点字図書、音訳テープ、DVD、一般図書などの閲覧、貸出

イ 交流・研修

野外交流事業、各種講演会、講習会の実施

(16) 市内の委託相談支援事業所（福祉相談支援課）

	名 称	所 在 地
障がい者	地域生活支援センター らいと	真上町2-3-23
	高槻西部地域活動支援センター ステップ	富田町5-17-5
	相談支援センター スキップ	高槻町4-17
	生活支援センター あんだんて	郡家本町5-2 (高槻地域生活総合支援センターふれいす Be 内)
	聖ヨハネ障がい者相談支援事業	城内町1-11 (ゆう・あいセンター内)
	相談支援センター わかくさ	大字唐崎1277
	高槻地域生活支援センター オアシス	松川町25-5
	地域生活相談所 ライラック	津之江町2-24-12 今井ビル2F
障がい児	相談支援チェリー・ハート	芝生町1-23-1
	こども相談支援センターwish	郡家本町5-2 (高槻地域生活総合支援センターふれいす Be 内)
	聖ヨハネ子どもセンター	南芥川町4-26ピア・グランデ2階

4 高齢者福祉（長寿介護課・福祉相談支援課）

65歳以上の高齢者人口の本市の全人口に占める割合は、29.3%（令和5年3月末）と全国平均29.0%（令和4年10月1日）を上回っており、高齢化が進んでいる。

このような高齢化の進行に伴い、今後は各領域にわたる高齢者福祉施策の有機的な連携を図り、施策の効率化、体系化、総合化を進めていく必要がある。

今後は、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの推進が求められている。

(1) 高齢者人口

(各年度3月末現在)

年度	総人口	高 齢 者 人 口								ねたきり 高齢者	ひとり 暮らし 高齢者
		60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 89歳	90～ 99歳	100 歳以 上	計		
令4	348,020	18,647	17,693	24,677	22,674	30,466	6,318	208	120,683	286	15,887
令3	349,109	18,166	18,559	26,966	21,716	29,139	5,972	192	120,710	293	15,443
令2	350,819	18,001	19,607	27,553	22,385	27,451	5,559	179	120,735	295	15,171

※ ねたきり高齢者数及びひとり暮らし高齢者数は9月1日現在の数値

(2) 一般の高齢者対策

(実績値は令和5年3月末時点)

名称・事業開始年度	目 的	対 象 者	件数及び実績
敬老イベント (昭和35年度)	社会に貢献してこられた高齢者の方々に感謝の意を表し、長寿をお祝いするとともに、介護予防の普及啓発を図る。	おおむね60歳以上の人	来場者数 149人
敬老事業 (昭和39年度)	90歳の方に市長のメッセージカードを贈呈する。また、市内最高齢者に敬老祝品を贈呈し、長寿をお祝いする。	90歳 最高齢者	1,384人 1人
市営バス無料・割引乗車券(ICカード)の交付 (昭和47年度)	高齢者に対し、市営バスの無料・割引乗車券(ICカード)を交付し、高齢者の外出支援、社会参加及び生きがいづくりの促進を図る。	無料：75歳以上 割引：70～75歳未満 (経過措置有)	無料乗車券交付件数 64,964人 割引乗車券交付件数 2,614人

(3) ひとり暮らし・要援護高齢者対策

(実績値は令和5年3月末時点)

名称・事業開始年度	目 的	対 象 者	件数及び実績
養護老人ホームへの入所措置 (昭和38年度) ※福祉相談支援課	環境上の理由(1人で生活することが困難な状況等)及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な人を入所措置する。	おおむね65歳以上の人	3施設 37人
緊急通報装置等の貸与 (平成2年度)	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急時の不安を解消し、自立した日常生活が営むことができるよう貸与する。	ひとり暮らしの高齢者(日中等ひとり暮らしの方を含む)または高齢者のみの世帯で日常的に健康不安がある人。 ・対象者の内、ひとり暮らしの人で希望する方は熱感知センサーの設置が	緊急通報装置貸与件数 1,603件 熱感知センサー貸与件数 831件

		可能。 ・対象者の内、固定電話回線を設置できない方はモバイル端末型緊急通報装置の設置が可能。(令和5年度から)	
日常生活自立支援事業 (平成11年度) ※福祉相談支援課	権利侵害を受けやすい高齢者等への支援のため、高槻市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業への補助を行った。	判断能力が不十分な高齢者・障がい者など	相談受付 6,185件 延べ契約件数 88件 サービス実施数 4,793回
軽費老人ホーム(ケアハウス)事務費補助 (平成15年度)	高齢者がケアハウスを低額な料金で利用することができるように、事業者に対して助成する。	ケアハウスを設置経営する事業者	10施設 定員390人
救急医療情報キット配付事業 (平成23年度)	かかりつけ医療機関や緊急連絡先等の情報を保管する救急医療情報キットを配付し、高齢者の安心を確保するとともに、緊急時の適切な対応の一助とする。	ひとり暮らしの高齢者(日中等ひとり暮らしの方を含む)または高齢者のみの世帯	配付数 13,059個
市民後見推進事業 (平成24年度) ※福祉相談支援課	判断能力の欠如等により、財産管理や契約等の法律行為における意思決定が困難な者の権利擁護のために、市民としての特性を活かした後見活動を地域で展開する事ができる市民後見人を養成する。	高槻市在住または在勤の者で、満25歳以上70歳未満の人	バンク登録者 19人
生活管理指導短期宿泊事業 (平成12年度) ※福祉相談支援課	基本的な生活習慣に不安がある人を、養護老人ホームに一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行い、在宅生活を支援する。	おおむね65歳以上で、自立又は介護認定で非該当と認定された基本的な生活習慣に不安がある人	年間宿泊回数 12回 年間延べ利用日数 195日

※ () 内は開始年度

(4) すこやかテラス(老人福祉センター)

施設名	所在地 (開設年月日)	送迎バス	施設名	所在地 (開設年月日)	送迎バス
富田すこやかテラス (ひかり荘)	富田町二丁目4-9 (昭50.4.9)	運行なし	郡家すこやかテラス (ふるさと)	郡家新町48-6 (昭52.4.12)	運行 (直行)
春日すこやかテラス (あけぼの)	春日町21-28 (昭59.5.12)	運行なし	山手すこやかテラス (花みずき)	山手町二丁目2-2 (平6.12.1)	運行 (巡回)
芝生すこやかテラス (やすらぎ)	芝生町四丁目3-11 (平15.7.7)	運行なし			

※ 5施設で高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施し、生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消及び自立の助長に努める。また、同施設では、高齢者 ICT 推進事業や介護予防事業も実施している。

※ 開館時間はいずれも午前9時から午後5時15分まで。休館日は日曜（芝生は火曜）・祝日（9月第3月曜日は除く）と年末年始。指定管理者による運営。

(5) その他の老人福祉施設

施設名	所在地 (設立年月日)	運営主体	施設名	所在地 (設立年月日)	運営主体
市立養護老人ホーム	阿武野二丁目2-2 (昭38.8.1)	市社会福祉 事業団	槻ノ木荘 (養護老人ホーム)	塚原一丁目8-1 (昭46.12.8)	大阪福祉事業 財 団
ミス・プール記念ホーム (特別養護老人ホーム)	松が丘1丁目21-9 (昭56.4.30)	聖ヨハネ学園	高槻荘 (特別養護老人ホーム)	郡家新町48-7 (昭57.2.1)	大阪府社会 福祉事業団
高槻黄金の里 (特別養護老人ホーム)	黄金の里一丁目14-8 (平2.4.23)	松 輪 会	高槻ともしび苑 (特別養護老人ホーム)	安岡寺町六丁目6-1 (平6.5.18)	ともしび 福 祉 会
エイペックスひろの (特別養護老人ホーム)	前島一丁目36-1 (平7.4.1)	博 乃 会	れんげ荘 (特別養護老人ホーム)	三島江四丁目38-7 (平12.3.9)	高 志 会
グリーン (特別養護老人ホーム)	奈佐原四丁目7-15 (平14.11.1)	みどりヶ丘会	和朗園 (特別養護老人ホーム)	井尻二丁目37-8 (平14.11.1)	恭 生 会
高槻けやきの郷 (特別養護老人ホーム)	番田一丁目60-1 (平16.1.1)	成 光 苑	ひばり苑 (特別養護老人ホーム)	三箇牧二丁目20-3 (平16.4.1)	多 邦 会
樫田の里 (特別養護老人ホーム)	田能畑子谷15-1 (平17.4.1)	緑 風 会	出丸苑 (特別養護老人ホーム)	出丸町4-62 (平18.4.1)	高 城 会
リヴェスタひろの (特別養護老人ホーム)	唐崎南三丁目30-5 (平21.4.1)	博 乃 会	ぐんげ今城の丘 (特別養護老人ホーム)	郡家本町13-23 (平24.3.1)	春 樹 会
ひなた (小規模特別養護老人 ホーム)	郡家新町74-1 (平24.3.1)	ほのぼの 荘	ミス・プール記念ホーム (小規模特別養護老人 ホーム)	松が丘一丁目21-8 (平24.4.1)	聖ヨハネ学園
大冠カーム (小規模特別養護老人 ホーム)	須賀町65-10 (平24.4.1)	大 潤 会	れんげ荘プラネット ホーム (小規模特別養護老人 ホーム)	三島江四丁目14-26 (平24.5.1)	高 志 会
ぐんげ今城の丘 (小規模特別養護老人 ホーム)	郡家本町8-1 (平27.4.1)	春 樹 会	上牧の郷 (小規模特別養護老人 ホーム)	東上牧2-37-8 (平27.4.1)	真 昌 会
ひなた柱本 (小規模特別養護老人 ホーム)	柱本6-32-1 (平27.4.1)	ほのぼの 荘	西之川原の郷 (小規模特別養護老人 ホーム)	西之川原1-17-1 (平30.4.1)	春 樹 会
ぐんげ今城の杜 (小規模特別養護老人 ホーム)	郡家本町8-5 (令3.4.1)	春 樹 会	エイペックスひろの (ケアハウス)	前島一丁目36-1 (平7.4.1)	博 乃 会
グリーン (ケアハウス)	奈佐原四丁目7-3 (平12.2.1)	みどりヶ丘会	れんげ荘 (ケアハウス)	三島江四丁目38-7 (平12.3.9)	高 志 会
出丸苑 (ケアハウス)	出丸町4-62 (平14.4.1)	高 城 会	佑和 (ケアハウス)	井尻二丁目37-8 (平14.11.1)	恭 生 会
リヴェスタひろの (ケアハウス)	唐崎南三丁目30-5 (平18.4.1)	博 乃 会	ぐんげ今城の丘 (ケアハウス)	郡家本町13-18 (平20.4.1)	春 樹 会

高槻あいわ (ケアハウス)	西之川原二丁目46-3 (平21.12.1)	愛 和 会	大冠カーム (ケアハウス)	須賀町65-10 (平24.4.1)	大 潤 会
れんげ荘プラネット ハウス (ケアハウス)	三島江四丁目14-26 (平24.5.1)	高 志 会			

(6) 老人クラブへの活動支援 (昭和46年度から実施)

老人クラブは、高齢者の生活を健康で豊かなものにし、福祉の増進を図ることを目的に設立され、おおむね60歳以上の人で構成されている。会員の教養の向上、レクリエーション、社会活動の促進等の活動を行っている。

① 助 成 金

ア 活動助成

会員数が71人以上の老人クラブ

2,700円×年間月数に30人を超え70人までは1人あたり月額180円、70人を超えた会員数には1人あたり月額120円を加算した額を補助金額とする。ただし、500,000円を上限額とする。

会員数が31～70人の老人クラブ

2,700円×年間月数に30人を超えた会員数に1人あたり月額180円を加算した額を補助金額とする。

会員数が21～30人の老人クラブ

1,800円×年間月数に20人を超えた会員数に1人あたり月額90円を加算した額を補助金額とする。

会員数20人の老人クラブ

1,800円×年間月数

イ 貸切バス調達等

交通手段や旅行人数に応じて、日帰り旅行に係る費用の一部を補助する。ただし、180,000円を上限額とする。

② クラブ数・会員数	令和4年度	166クラブ	9,870人
	令和3年度	177クラブ	10,739人

(7) 高齢者地域支えあい事業 (平成16年度から実施)

ひとり暮らし高齢者等の安否確認のため、社会福祉協議会地区福祉委員会が中心となり、定期的に自宅を訪問する「見守り・声かけ訪問運動」を実施。

- ・令和4年度実績 3,336人
- ・令和3年度実績 3,178人

5 介護保険（長寿介護課・福祉相談支援課）

介護保険制度は、本格的な高齢社会到来の中、介護を必要とする人が年々増え続けていることから、国民の共同連帯の理念に基づき、介護を社会全体で支えあう制度として設けられ、平成12年4月1日から実施されている。

(1) 被保険者及び受給者

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給者	要介護者または要支援者と認定された人	加齢に起因する疾病（初老期における認知症、脳血管疾患等の16疾病）により、要介護者または要支援者と認定された人

(2) 要介護等認定の実施

① 要介護等認定申請者数（延べ） （令和4年4月～令和5年3月末現在）

区分	新規	更新	区分変更	合計
申請者数(人)	6,873	6,478	1,869	15,220

※ 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いによる有効期間延長の影響により更新申請者の有効期間が延長されている。

② 介護認定審査会

年度	委員数(人)	合議体数	開催回数(回)
令和4年度	141	34	646

※ 委員数には他の合議体兼任含む。また、1合議体は委員4～5名で構成。

③ 要介護等認定者数 （令和5年3月末現在）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	4,872	2,788	3,817	2,443	2,229	2,128	1,648	19,925
第2号被保険者	56	65	48	54	47	36	49	355
計	4,928	2,853	3,865	2,497	2,276	2,164	1,697	20,280
構成比率(%)	24.3	14.1	19.1	12.3	11.2	10.7	8.4	

※ 構成比率は小数点二位を四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある。

④ 高齢者人口からみた要介護等認定者の比率 （令和5年3月末現在）

人 数		比 率	
総人口	348,020		
高齢者人口(65歳以上)	102,036	高齢化率(高齢者人口/総人口)	29.3%
要介護等認定者数(第1号)	19,925	高齢者人口に対する要介護等認定者の比率	19.5%

(3) 保険料

① 第1号被保険者（65歳以上）保険料

第1号被保険者の保険料は、事業計画期間(3年)ごとに設定されており、令和3年度から令和5年度までの保険料及び保険料段階は次のとおり。(基準額は年額67,204円(月額5,600円))

段階	対象者	保険料率	年額保険料（円）
第1段階	・生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、被保険者本人の合計所得金額（公的年金等にかかる所得を除く）と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.30	20,161（※1）
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、被保険者本人の合計所得金額（公的年金等にかかる所得を除く）と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	基準額 ×0.40	26,882（※2）
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1、第2段階以外の人	基準額 ×0.65	43,683（※3）
第4段階	市民税が課税世帯であって、被保険者本人が市民税非課税かつ合計所得金額（公的年金等にかかる所得を除く）と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.85	57,124
第5段階	市民税が課税世帯であって、被保険者本人が市民税非課税の第4段階以外の人	基準額	67,204
第6段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.15	77,285
第7段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上125万円未満の人	基準額 ×1.155	77,621
第8段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額 ×1.25	84,005
第9段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.35	90,726
第10段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	100,806
第11段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上450万円未満の人	基準額 ×1.52	102,151
第12段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が450万円以上600万円未満の人	基準額 ×1.85	124,328
第13段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×1.88	126,344
第14段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額 ×2.10	141,129

（※1）公費投入前は、33,602円（基準額×0.5）となる。

（※2）公費投入前は、43,683円（基準額×0.65）となる。

（※3）公費投入前は、47,043円（基準額×0.7）となる。

（4）利用者負担

① 居宅サービス利用者

利用者は、在宅サービス費用の1割、2割または3割を利用者負担として事業者を支払う。ただし、居宅介護支援費（ケアプラン作成等）については、10割の保険給付としているため、利用者負担なし。

また、通所・居住系サービス及び短期入所（ショートステイ）では、食費・滞在費や日常生活費用（日

用品、教養娯楽費など）は保険給付対象外。

② 施設サービス利用者

利用者は、施設サービス費用の1割、2割または3割を利用者負担として事業者を支払う。また、施設では保険給付対象外の食費、居住費、日常生活費用（日用品、教養娯楽費など）の負担が必要。

③ 低所得者の食費・居住費の負担限度額

施設入所及び短期入所（ショートステイ）を利用する場合、低所得者の施設利用が困難とならないように、食費と居住費（滞在費）について所得に応じた負担限度額までを自己負担し、施設には平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額を補足給付する。

④ 高額介護サービス費

1割、2割または3割の利用者負担が高額となり、一定額（負担上限額）を超えるような場合には、その超えた部分について高額介護サービス費を支給する。

利用者負担段階		1ヶ月の負担上限額
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の65歳以上の方がいる世帯の人		140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）以上 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の 65歳以上の方がいる世帯の人		93,000円（世帯）
上記以外の市民税課税世帯の人		44,400円（世帯）
世帯全員が 市民税非課税の人	課税年金収入額とその他合計所得金額の 合計が80万円を超える人	24,600円（世帯）
	・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額とその他合計所得金額 の合計が80万円以下の人	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
生活保護受給者		15,000円

⑤ 高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の利用者負担を軽減する目的で、各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、医療及び介護の両制度における1年間の自己負担額の合計額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超えた部分について高額医療合算介護サービス費を支給する。

⑥ 利用者負担軽減特別対策

ア 社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人等が提供するサービスの利用者のうち、一定要件に該当する人の利用者負担額を軽減するため、申請に基づき利用者負担軽減確認証を交付した。

(ア) 利用者負担軽減確認証の交付

年度	交付件数（件）
令和4年度	53

(イ) 利用者負担軽減実施申出法人（市内）

年度	法人数（件）
令和4年度	19

イ 居宅介護サービス費等の額の特例制度

災害や収入の著しい減少により介護サービス費等を負担することが困難となった人の減免制度の周知に努めた。

(5) 保険給付の状況等

① サービス種類別利用者数

(令和4年度)

サービスの種類		延べ利用者数(人)	延べ日数・回数
居宅サービス	訪問介護	40,150	1,726,377
	訪問入浴介護	2,360	11,348
	訪問看護	34,630	288,238
	訪問リハビリテーション	3,427	38,301
	居宅療養管理指導	48,503	250,490
	通所介護	30,414	283,967
	通所リハビリテーション	19,663	105,138
	短期入所生活介護	6,172	49,782
	短期入所療養介護	2,614	20,500
	福祉用具貸与	98,299	2,971,355
	福祉用具購入費	1,638	-
	住宅改修費	1,968	-
	特定施設入居者生活介護	10,185	302,934
	介護予防支援・居宅介護支援	129,930	-
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	305	8,776
	夜間対応型訪問介護	7	105
	認知症対応型通所介護	1,799	16,496
	小規模多機能型居宅介護	1,697	38,908
	地域密着型通所介護	14,794	134,996
	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	501	11,167
	認知症対応型共同生活介護	5,954	180,742
	特定施設入居者生活介護	722	21,960
	介護老人福祉施設入所者生活介護	2,943	85,513
施設サービス	介護老人福祉施設	13,454	405,083
	介護老人保健施設	8,426	233,605
	介護療養型医療施設	48	1,463
	介護医療院	119	3,665

② 保険給付実績

(単位：千円)

年 度	令和4年度
居宅（介護予防）サービス費	15,591,668
地域密着型（介護予防）サービス費	4,378,273
施設サービス費	6,346,973
高額介護サービス費	769,159
高額医療合算介護サービス費	125,882
特定入所者介護サービス費	363,051
審査支払手数料	25,318
合 計	27,600,324

※ 各給付費は千円未満四捨五入によるため、合計額とは一致しない場合がある。

(6) 地域支援事業（介護保険特別会計）

① 介護予防・日常生活支援総合事業

平成26年6月の介護保険法改正に伴い、要支援者等に対して必要な支援を行い、住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行うことを目的に、平成29年4月より「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成される本事業を開始した。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、従来介護予防給付において提供していた「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」及び「介護予防支援」の一部を本サービスとして提供した。

(ア) サービス種類別利用者数

(単位：人)

年 度	令和4年度
訪問型サービス	22,138
通所型サービス	28,254
介護予防ケアマネジメント	22,948

(イ) 事業費実績

(単位：千円)

年 度	令和4年度
訪問型サービス事業費	432,413
通所型サービス事業費	679,840
介護予防ケアマネジメント事業費	112,810
高額介護予防サービス費相当事業費	2,145
高額医療合算介護予防サービス費相当事業費	2,703
審査支払手数料	3,487
合 計	1,233,397

※ 各事業費は千円未満四捨五入によるため、合計額とは一致しない場合がある。

イ 一般介護予防事業

全ての高齢者を対象に、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業（講演会・介護予防教室、相談会、イベント等）、及び地域介護予防活動支援事業（地域活動組織への支援・協力等）を実施した。

(ア) 介護予防把握事業

年 度	令和4年度
基本チェックリスト実施者数(人)	1,689

※ 基本チェックリストは、高齢者の生活機能低下の有無を判定する厚生労働省作成の質問票のことをいう。

(イ) 介護予防普及啓発事業

(a) 介護予防教室等

	令和4年度	
	開催回数 (回)	参加人数 (人)
講演会・介護予防教室等	974	24,302
相談等	283	806
イベント等	4	355

介護予防教室（総合プログラム）実績（実施回数及び参加人数は、上表の開催回数及び参加人数に含まれる。）

年 度	令和4年度		
講座 すこやかエイジング	初級	実施箇所数（箇所）	6
		実施回数（回）	76
		参加人数（人）	453
	中級	実施教室数（講座）	9
		実施回数（回）	45
		参加人数（人）	364
	上級	実施教室数（講座）	10
		実施回数（回）	10
		参加人数（人）	106

(b) 高齢者の健康づくり事業（高槻市ますます元気！健幸ポイント事業）

年 度	令和4年度
健幸パスポート発行者数(人)	5,564

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

(a) 介護予防活動通所型

年 度	令和4年度
年間延べ利用者（人）	12,255
年間延べ実施回数（回）	1,482

(b) ボランティア育成のための研修会等

年 度	令和4年度
実施回数 (回)	9
参加人数 (人)	169

(c) 地域活動組織への支援・協力等

年 度	令和4年度
実施回数 (回)	818
参加人数 (人)	13,846

② 包括的支援事業

ア 地域包括支援センターの設置 (福祉相談支援課)

介護保険法第115条4項及び45項の規定に基づき、高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するため、市内12箇所の地域包括支援センターにおいて、総合相談支援や他の必要なサービスとの連携、介護予防ケアマネジメントの実施、包括的・継続的マネジメントの実施、高齢者の虐待防止のための相談や権利擁護を実施した。

内 訳	令和4年度
設置数 (箇所)	12
介護予防支援 (件)	41,392
介護予防ケアマネジメント (件)	22,866
総合相談支援 (件)	7,822
権利擁護・高齢者虐待 (件)	227
包括的継続的ケアマネジメント支援 (件)	784

イ 地域包括支援センター連絡会の開催 (福祉相談支援課)

主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士の3職種がそれぞれ情報や課題を共有し、高齢者の支援に向けて意見交換する場として部会を開催した。また、地域包括支援センター同士の連携を深めるため、全体会を開催、連絡事項の伝達やスキルアップの研修、意見交換を行った。

連絡会開催状況 (単位:回)

年 度	令和4年度
開催回数	17

ウ 高齢者虐待防止支援事業 (福祉相談支援課)

高齢者虐待についての相談や支援を行った。

年 度	令和4年度
相 談 受 付 (件)	134
虐待と判断した件数 (件)	84

エ 認知症総合対策事業 (福祉相談支援課)

(ア) 行方不明高齢者家族支援サービス事業

認知症等により行方不明となる恐れのある高齢者の安全の確保を図り、その方の家族が安心して生活できる環境を確保するため、位置検索システム(GPS)の利用料を助成した。

年 度	令和4年度
利用者人数(人)	46

(イ) 認知症サポーター養成講座

認知症についての正しい理解を深め、認知症の人やその家族を見守るサポーターを養成するため、講座を開催した。

年 度	令和4年度
講座回数(回)	39
養成人数(人)	976

(ウ) 行方不明高齢者SOSネットワーク

認知症高齢者が行方不明となった場合に、協力機関へ情報提供し、検索を依頼した。また、登録者に対し、QRコードのついた見守り安心ネットワークシールの配布を行った。

年 度	令和4年度
協力機関数(箇所)	187
情報提供数(回)	6
登録者数(人)	372

(エ) 認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるために、認知症の方やその家族に対し、早期に関わる認知症初期集中支援チームと連携を図り、支援を行った。

③ 任意事業

ア 給付費の通知

介護サービス利用者に対して給付費の通知を行った。

年 度	実施月	通知件数 (件)	サービス利用月
令和4年度	令和4年 6月	15,456	令和3年12月～4年 3月
	令和4年10月	15,655	令和4年 4月～ 7月
	令和5年 2月	15,799	令和4年 8月～ 11月

イ 事業者研修会の開催

介護給付適正化の推進を図る観点から、居宅介護支援事業所、介護保険施設及びサービス提供事業所を対象に、事業者のサービス水準及び介護従事者の資質向上を目的として研修会を定期的に開催した。

事業者研修会開催状況

年 度	開催数 (回)
令和4年度	2

ウ 家族介護用品の支給

紙おむつ等の介護用品を定期的に自宅に配達することにより、その家族の負担を軽減した。

年 度	利用者 (人)
令和4年度	105

エ 居宅介護支援事業者等への支援事業の実施

介護支援専門員の業務に対する支援事業として、住宅改修費支給申請におけるケアプラン未作成者の「住宅改修理由書」作成業務を対象とし、業務1件につき2,000円の助成を行った。

年 度	件数	支給額 (円)
令和4年度	440	880,000

オ 介護サービス相談員派遣事業

市が依頼する介護サービス相談員を2人1組で介護サービス提供事業所に派遣し、サービス利用者の話を聞くことで、利用者の介護サービスに関する疑問や不安の解消及び苦情の解決を図るとともに、派遣を受けた事業所のサービスの質的な向上を図っているが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を休止した。

(ア) 派遣実績

	事業所種類	令和4年度
派遣実績 (回)	居宅・地域密着型サービス事業所	0
	入所施設	0
	合 計	0

(イ) 連絡会開催状況

年 度	開催回数
令和4年度	1

カ 配食サービス事業 (福祉相談支援課)

介護予防及び食の自立を目的に、栄養のバランスのとれた夕食を居宅に訪問して定期的に提供する(月～土曜の週6回を限度)。併せて安否を確認し、健康状態に異常があれば関係機関等に連絡を行った。

	令和4年度
実利用人数	593人
年間食数	103,167食

キ 成年後見制度利用支援事業 (福祉相談支援課)

意思能力の低下により契約などの法律行為が困難な人に対し、家庭裁判所に「後見」・「保佐」・「補助」の開始等の審判の申立を行った。

年 度	令和4年度
申立件数	21件

(7) 介護保険制度の周知

市民の理解を得るため、広報たかつきへの掲載、高齢者サービスガイドや介護保険施設及び入居系事業所に特化したサービスガイド等の発行、市のホームページによる介護保険制度の情報提供及び職員出前講座等による制度の周知を行った。

(8) 介護保険事業計画の進行管理

高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において第8期介護保険事業計画の進行管理に係る点検評価を行った。

(9) 介護保険施設（令和5年3月末現在）

介護保険施設の整備状況は、以下のようになっている。

- | | | |
|-----------------------|------|---------|
| ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 15施設 | 1, 270床 |
| ② 介護老人保健施設 | 8施設 | 742床 |

(10) 地域密着型サービス（令和5年3月末現在）

第8期介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス（原則高槻市民のみ利用可能）の整備状況は、以下のようになっている。

- | | |
|------------------------|------|
| ① 小規模多機能型居宅介護 | 10施設 |
| ② 看護小規模多機能型居宅介護 | 3施設 |
| ③ 認知症対応型共同生活介護 | 37施設 |
| ④ 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 3施設 |
| ⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 9施設 |
| ⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1施設 |

6 医療助成（障がい福祉課）

(1) 重度障がい者医療費の助成

重度障がい者に対し、医療費の一部を助成することにより、重度障がい者の保健の向上及び福祉の増進を図る。

① 対象者

市内に住所を有し、下記に該当する人。

年間所得が基準額（扶養0人のとき、4,721,000円）以下で、次の要件の1つに該当する人

- ・1級、2級の身体障がい者手帳の交付を受けている人
- ・療育手帳所持者でAの判定を受けている人
- ・身体障がい者手帳3～6級を所持し、かつ療育手帳所持者でB1の人
- ・1級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ・特定医療費（指定難病）受給者証等を所持し、障がい年金1級相当または特別児童扶養手当1級相当の人

② 助成する範囲

医療機関等の窓口で支払うべき保険診療に係る医療費等の自己負担額の一部を助成する。

1 医療機関等あたり1日500円以内（月額3,000円を上限とする。）を控除した額を助成する。

③ 給付方法

医療証と健康保険証を一緒に医療機関等に提示すれば、上記の範囲の負担で受診できる。ただし、医療証は使用できる範囲が大阪府内であり、府外で受診した時等は、医療機関等の窓口でいったん保険診療分を支払ってから払い戻しの申請をする。

④ 医療費給付内容（令和4年度）

区分 対象別	対象者数	件数	助成費総額
府補助対象医療費分	5,979人	208,544件	737,482,675円

7 後期高齢者医療制度（国民健康保険課）

後期高齢者医療制度は、本格的な高齢化社会に対応するため、老人保健制度が改正され、平成20年4月より実施された。

保険者として制度を運営するのは、府下全市町村が参加する「大阪府後期高齢者医療広域連合」となり、市は被保険者証の引渡しや各種申請の受付、保険料の徴収などを行っている。

(1) 被保険者資格・給付

① 資格

市内に住所を有する下記の人 ※生活保護受給者は除く

- ・ 75歳以上の人（75歳の誕生日から）
- ・ 65歳から74歳までで、一定の障がいがあり、加入の申請をして広域連合に認められた人（認定日から）

② 被保険者数（令和4年度）

56,918人（うち現役並み所得者 4,412人）

③ 給付する範囲

医療機関等で診療を受けた場合、窓口での負担割合は1割または2割となる。ただし、現役並み所得者の負担割合は3割となる。

所得区分	負担割合	判定基準	1か月の自己負担限度額	
			外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ 課税所得 690万円以上	3割	本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上。 ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と同一世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合を除く。	252,600円＋ (総医療費-842,000円)×1% [140,100円]（※1）	
現役並み所得者Ⅱ 課税所得 380万円以上			167,400円＋ (総医療費-558,000円)×1% [93,000円]（※1）	
現役並み所得者Ⅰ 課税所得 145万円以上			80,100円＋ (総医療費-267,000円)×1% [44,400円]（※1）	

一 般	2 割	本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が 28 万円以上かつ、年金収入+その他の合計所得金額が 200 万円以上（世帯に被保険者が 2 人以上いる場合は 320 万円以上）。	6,000 円+（外来個人の総医療費-30,000 円）×0.1 または 18,000 円のいずれか低い方 ※2 （年間 144,000 円上限）	57,600 円 [44,400 円] （※1）
	1 割	他の所得区分以外	18,000 円 （年間 144,000 円上限）	
低所得Ⅱ	1 割	住民税非課税世帯に属する低所得Ⅰ以外の被保険者	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ		住民税非課税世帯のすべての世帯員の所得が 0 円となる方。		15,000 円

※1 過去 1 年間で 4 回以上、世帯単位で高額療養費の対象となった場合（多数回該当）の自己負担限度額

※2 令和 4 年 10 月 1 日から 3 年間（令和 7 年 9 月 30 日まで）は、2 割負担となる方について、1 か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を 3,000 円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。

④ 給付の方法

- ・被保険者証を医療機関等の窓口提示し、負担割合に応じて一部負担金を支払えば、総医療費から一部負担金を除いた医療費が現物給付される。
- ・一部負担金が 1 か月の自己負担限度額（上表）を超える場合、高額療養費として払い戻しを受けられる。（給付申請受付は国民健康保険課）

(2) 保険料

保険料は、給付費の予測を基に 2 年ごとに設定されることとされており、所得の低い世帯、及び制度加入前に社会保険などの被扶養者であった人には軽減の措置がある。

① 保険料率

年度	区分	料率		賦課限度額
		所得割	均等割	
令和 5 年度		11.12/100	54,461 円	66 万円

② 収納方法

以下の場合を除き、原則として年金からの天引き。

- ・年金の額が、年額 18 万円未満の人
- ・介護保険料との保険料合計が、年金の額の 2 分の 1 を超える人
- ・口座振替の手続きをした人

8 国民健康保険（国民健康保険課）

本市国民健康保険事業は、昭和36年4月1日に地域保険として発足した。以来、内容の充実を図りながら相扶共済の理念のもと、地域住民の社会保障と健康の保持・増進に寄与してきた。

しかし人口の高齢化などを主な要因とした医療費の増嵩を主として、社会経済状況の変化による被保険者の保険料負担能力の低下など、国保財政の運営はこれまで厳しい状況が続いている。

これらの課題を解決するため、平成30年度から都道府県も市町村とともに保険者となり、国保財政運営の責任主体として、中心的な役割を担い、各市町村は、これまでと同様に、資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収、保健事業等の被保険者に身近な業務を担うこととされた。

国民健康保険制度が、将来にわたり持続可能な仕組みを堅持できるよう、国保財政の健全化を目指し、口座振替納付の原則化や滞納者への収納強化等による保険料収納率の向上対策、レセプト点検の強化や医療費通知等による医療費適正化事業、30歳以上の被保険者を対象とした人間ドック等の受診に対する助成事業など、引き続き努力する。

(1) 被保険者数

(各年度末の数値)

年度	区分	総世帯数	加入世帯数	加入率 (%)	総人口 (人)	被保険者数 (人)	加入率 (%)
令和4年度		164,494	42,084	25.6	348,020	62,026	17.8
令和3年度		163,157	44,053	27.0	349,109	66,368	19.0
令和2年度		162,676	45,223	27.8	350,819	68,879	19.6

(2) 年齢別加入状況

(各年度9月末の数値)

年度及区分		年齢	0～4歳	5～14歳	15歳～64歳	65歳～69歳	70歳以上
令 4	被保険者数 (人)		905	2,667	30,604	10,518	20,290
	加入比率 (%)		1.39	4.10	47.10	16.19	31.22
令 3	被保険者数 (人)		981	2,775	31,414	11,486	21,757
	加入比率 (%)		1.43	4.06	45.92	16.79	31.8
令 2	被保険者数 (人)		1,034	3,027	31,981	12,737	21,145
	加入比率 (%)		1.48	4.33	45.73	18.22	30.24

(3) 保険給付

① 給付割合

年齢	未就学児	小学校入学後 69歳まで	70歳から 74歳まで	
			現役並み所得者	一般
給付割合	8割	7割	7割	8割

② 給付内容

	給付内容
出産育児一時金	500,000 円 (産科医療補償制度未加入の分娩機関等での出産の場合は 488,000 円。) ※令和4年1月1日から令和5年3月31日までの出産の場合は 420,000 円(産科医療補償制度未加入の分娩機関等での出産の場合は 408,000 円)。
葬祭費	50,000 円
精神・結核医療給付金	①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条に規定する医療(結核に係るものに限る。)及び同法第 37 条の 2 に規定する医療を受けた際に生じた保険診療の自己負担相当額 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療を受けた際に生じた保険診療の自己負担相当額
高額療養費	下表の自己負担限度額を超えた際に、申請によりその超えた額を高額療養費として支給

<自己負担限度額>

70 歳以上

適用区分		外来 (個人)	1か月の自己負担限度額 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ (※1)(※5)		252,600 円＋ (総医療費-842,000 円)×1% [140,100 円](※4)	
現役並み所得者Ⅱ (※1)(※6)		167,400 円＋ (総医療費-558,000 円)×1% [93,000 円](※4)	
現役並み所得者Ⅰ (※1)(※7)		80,100 円＋ (総医療費-267,000 円)×1% [44,400 円](※4)	
一般		18,000 円 (年間 14.4 万円上限)	57,600 円 [44,400 円](※4)
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ (※2)	8,000 円	24,600 円
	低所得Ⅰ (※3)		15,000 円

※1 現役並み所得者とは、住民税課税所得が 145 万円以上の「70 歳から 74 歳までの国民健康保険被保険者(以下「高齢者」という。)」及び同じ世帯の高齢者をいいます。

なお、高齢者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が 210 万円以下の場合は「一般」が適用されます。

※2 低所得Ⅱとは、国民健康保険被保険者全員(他の医療保険に加入している世帯主を含む)が住民税非課税の世帯に属する高齢者の方。

※3 低所得Ⅰとは、国民健康保険被保険者全員(他の医療保険に加入している世帯主を含む)の所得がゼロ(令和3年8月診療分より、所得の中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額から 10 万円

を控除して計算します。)の世帯に属する高齢者の方。年金収入が80万円を超える方が世帯内にいる場合は該当しません。

- ※4 過去1年間で4回以上、世帯単位で高額療養費の対象となった場合(多数回該当)の自己負担限度額
- ※5 現役並み所得者Ⅲとは、住民税課税所得が690万円以上の高齢者及び同じ世帯の高齢者をいいます。
- ※6 現役並み所得者Ⅱとは、住民税課税所得が380万円以上690万円未満の高齢者及び同じ世帯の高齢者をいいます。
- ※7 現役並み所得者Ⅰとは、住民税課税所得が145万円以上380万円未満の高齢者及び同じ世帯の高齢者をいいます。

70歳未満

適用区分	所得区分 (※1)	1か月の自己負担限度額 (世帯単位)
ア	901万円超 または無申告	252,600円＋ (総医療費-842,000円)×1% [140,100円](※2)
イ	600万円超～ 901万円以下	167,400円＋ (総医療費-558,000円)×1% [93,000円](※2)
ウ	210万円超～ 600万円以下	80,100円＋ (総医療費-267,000円)×1% [44,400円](※2)
エ	210万円以下	57,600円 [44,400円](※2)
オ	住民税非課税 (※3)	35,400円 [24,600円](※2)

※1 所得区分は基礎控除後の総所得金額等である「旧ただし書き所得」の合計額で決まります。

※2 過去1年間で4回以上、世帯単位で高額療養費の対象となった場合(多数回該当)の自己負担限度額

※3 同一世帯の世帯主(他の医療保険に加入している世帯主を含む)とすべての被保険者が住民税非課税の世帯です。

③ 医療給付の状況

一般分

(令和4年度)

区 分		件 数 (件)	費用額 (円)	負担額 (円)	
療養の給付等		1,184,309	29,267,898,809	21,671,544,831	
療 養 費 等	食事療養・生活療養	312		1,913,600	
	療 養 費	診療費	1,166	19,986,429	14,477,037
		その他	44,505	429,234,244	317,852,678
		小 計	45,671	449,220,673	332,329,715
	移送費	0	0	0	
計		1,230,292	29,717,119,482	22,005,788,146	

退職者分

(令和4年度)

区 分		件 数 (件)	費用額 (円)	負担額 (円)
療養の給付等		0	0	0
療 養 費 等	食事療養・生活療養	0		0
	療 養 費	診療費	0	0
		その他	0	0
		小 計	0	0
	移送費		0	0
計		0	0	0

療養の給付等内訳

(令和4年度)

区 分		一般分		退職者分	
		件数 (件)	費用額 (円)	件数 (件)	費用額 (円)
診 療 費	入 院	15,991	10,783,698,531	0	0
	入 院 外	600,844	9,963,486,552	0	0
	歯 科	152,652	2,096,372,849	0	0
	小 計	769,487	22,843,557,932	0	0
調 剤		407,354	5,375,072,059	0	0
食事療養・生活療養		(15,114)	418,379,388	0	0
訪 問 看 護		7,468	630,889,430	0	0
合 計		1,184,309	29,267,898,809	0	0

④ その他給付状況

(令和4年度)

区分	高額療養費		高額介護合算療養費	
	一般	退職	一般	退職
件数	65,286	0	104	0
金額 (円)	3,263,595,187	0	1,789,986	0
区分	出産育児一時金	葬祭費	精神・結核医療給付金	傷病手当金
件数	159	435	52,217	166
金額 (円)	66,500,890	21,750,000	69,846,175	4,392,529

(4) 保険料

① 賦課方式

区 分	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額
賦 課 方 式	3方式(所得割・均等割・平等割)	基礎賦課額と同じ	基礎賦課額と同じ
所得割算定基礎	被保険者の基礎控除後の総所得金額等	基礎賦課額と同じ	基礎賦課額と同じ
賦 課 期 日	4月1日	基礎賦課額と同じ	基礎賦課額と同じ
賦課期日後増減	月割計算により増減	基礎賦課額と同じ	基礎賦課額と同じ

② 賦課割合・料率及び賦課限度額の推移

(基礎賦課額分)

区分 年度	賦 課 割 合			料 率			賦課限度額(万円)
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	
令和5	50.4/100	26.9/100	22.7/100	9.18/100	28,309	36,589	65
令和4	52.0/100	23.3/100	24.7/100	8.71/100	22,411	36,686	65
令和3	53.0/100	20.1/100	26.9/100	8.63/100	18,135	39,085	63

(後期高齢者支援金等賦課額分)

令和5	49.1/100	27.6/100	23.3/100	2.98/100	9,484	12,257	22
令和4	49.0/100	24.7/100	26.3/100	2.66/100	7,561	12,377	20
令和3	48.9/100	21.9/100	29.2/100	2.73/100	6,673	14,382	19

(介護納付金賦課額分)

令和5	46.0/100	47.8/100	6.2/100	2.62/100	17,304	2,471	17
令和4	45.6/100	41.9/100	12.5/100	2.49/100	14,114	4,754	17
令和3	45.5/100	35.8/100	18.7/100	2.47/100	11,966	7,018	17

③ 収納方法

・納付書払い

納付書により金融機関窓口、市内農協、近畿2府4県内の郵便局・ゆうちょ銀行、市役所本庁、各支所、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリで納付

・口座振替

納付義務者等の口座から振替(ゆうちょ銀行・郵便局を含む金融機関)

・特別徴収

納付義務者の年金から受給月ごとに徴収

9 健康づくり推進（健康づくり推進課）

(1) 成人保健

成人保健事業については、壮年期からの健康の保持・増進を図るため、健康教育、健康相談、歯科健康診査、健康診査、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、前立腺検査（PSA検査）、骨の健康度測定、肝炎ウイルス検診、ピロリ菌検査を実施している。

① 健康教育・健康相談

（令和4年度）

	実施場所	対象	実施回数・参加者数	その他
健康教室	保健センター	概ね40歳～74歳の市民	8回 122名	生活習慣病の予防、健康増進を目的とする。スタッフは医師・保健師等
出前講座	公民館、コミュニティセンター等	市民	12回 336人	
健康相談	保健センター、公民館等	市民	160回 492人	

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、健康教育の開催回数及び規模を縮小した。

② 歯科健康診査、健康診査及び各種検診

（令和4年度）

	実施場所	対象	受診者数	受診者一部負担金
歯科健康診査	集団：保健センター、公民館 個別：実施医療機関	18歳以上（妊産婦は18歳未満でも可）の市民	集団 101人 個別 3,471人 計 3,572人	無料
健康診査	実施医療機関	30歳～39歳の市民、生活保護を受けている40歳以上の市民	858人	無料
肺がん検診	集団：保健センター、公民館等 個別：実施医療機関	40歳以上の市民	集団 3,611人 個別 35,849人 計 39,460人	無料
胃がん検診	集団：保健センター 個別：実施医療機関	50歳以上の市民（前年度未受診）	集団（エックス線）700人 個別（エックス線）894人 個別（内視鏡）5,699人 計 7,293人	無料
大腸がん検診	集団：保健センター 個別：実施医療機関	40歳以上の市民	集団 2,160人 個別 25,583人 計 27,743人	無料
子宮頸がん検診	集団：保健センター 個別：実施医療機関	20歳以上の女性市民（前年度未受診）	集団 1,199人 個別 13,092人 計 14,291人	無料
乳がん検診	集団：保健センター 個別：実施医療機関	30歳以上の女性市民（前年度未受診）	集団 1,261人 個別 7,590人 計 8,851人	無料

前立腺検査 (PSA検査)	集団：保健センター、公民館等 個別：実施医療機関	50歳以上89歳以下の男性市民	集団 1,027人 個別 10,727人 計 11,754人	無料
骨の健康度測定	集団：保健センター等で実施する集団健(検)診に併設して実施	40歳以上の市民	集団 2,058人	500円
肝炎ウイルス検査	集団：保健センター、公民館等 個別：実施医療機関	当該年度に40歳以上となる市民で、過去に肝炎ウイルス検診や肝炎治療を受けたことのない人	集団 231人 個別 1,346人 計 1,577人	B型 500円 C型 500円 B型+C型 1,000円
ピロリ菌検査	集団：保健センター、公民館等 個別：実施医療機関	30歳から49歳までの市民で、過去にピロリ菌検査・除菌治療を受けたことのない人	集団 71人 個別 702人 計 773人	500円
	市立中学校、健康づくり推進課	中学2年生の市民	1,903人	無料

(2) 国民健康保険特定健康診査・特定保健指導

当該年度40歳～74歳（75歳の誕生日の前日まで）の国民健康保険加入者を対象としてメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施し、その結果に応じて、ライフスタイルに合わせた生活習慣改善の特定保健指導を行った。

① 特定健康診査

(令和4年度)

	実施場所	対象	受診者数	受診者一部負担金
特定健康診査	集団：保健センター、公民館等 個別：実施医療機関	当該年度40歳～74歳（75歳の誕生日の前日まで）の高槻市国民健康保険加入者	16,397人	無料

※ 令和5年6月27日現在の数値。最終結果は令和5年11月に確定。

② 特定保健指導

(令和4年度)

	実施場所	対象	実施者数	受診者一部負担金
特定保健指導	集団：保健センター、公民館等 個別：実施医療機関	当該年度40歳～74歳（75歳の誕生日の前日まで）の高槻市国民健康保険加入者	248人	無料

※ 令和5年6月27日現在の数値。最終結果は令和5年11月に確定。

(3) 栄養・食育

メタボリックシンドロームの予防・改善に効果的に取り組めるよう出前栄養講座を実施した。また、食育SATシステムを使って、食事の栄養バランスについての知識を普及・啓発した。

① 出前栄養講座(再掲) (令和4年度)

講座	回数	参加者数	備考
出前栄養講座	2回	35人	地区コミュニティ等からの依頼

② 栄養改善事業 (令和4年度)

講座	回数	参加者数	備考
健康相談会(栄養改善指導)	9回	94人	参加者数は、健康相談会での管理栄養士等による個別相談者数

※ 健康教育・健康相談より内数として再掲

③ 食育SATシステムによる啓発

令和4年度は各種事業、検診、イベント等において、全16回で延べ221人に食育SATシステム(ICチップの入ったフードモデルを用いた栄養診断システム)を用いた栄養指導等を実施した。

(4) 健康づくり推進

地域に密着した総合的な健康づくりを推進するため、(社福)高槻市社会福祉協議会に委託して各種事業を行った。

① 市民の健康・食育フェア及び健康たかつき21シンポジウム

「自らの健康は自らが守ろう」をスローガンに、市民の健康意識を高めることを目的として、一次予防に重点をおいた「市民の健康・食育フェア&健康たかつき21シンポジウム」をオンライン形式と集客型で開催した。集客型では、「健康たかつき21シンポジウム」とともに各団体による活動展示・体験コーナーを実施した。

② 健康だよりの作成、配布

健(検)診や相談などの日程を記載した健康だよりを作成し、全戸配布することにより、健康に対する啓発、各種健(検)診の受診率の向上などを図った。

(5) 「健康たかつき21」推進

「第3次・健康たかつき21」に基づき、健康づくり及び食育の推進を図った。また、保健医療審議会において、進捗管理を行った。

① 組織

健康たかつき21ネットワーク(令和4年度末:62団体)の幹事会を開催した。

また、健康たかつき21ネットワーク通信を発行し、各会員間による健康づくり及び食育推進に関する情報共有を行った。

② 地域での健康づくりの推進

各地区コミュニティ内における健康づくり活動の推進を図るため、健康づくり推進リーダー、地区コミュニティの役員等と連携して地区活動を実施するとともに、新任の健康づくり推進リーダーを対象とした研修を実施した。例年、健康づくり推進リーダーの地区別連絡会を開催しているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

③ 市バスd eスマートウォーク事業

市民が主体的、継続的にウォーキングを行うための環境づくりとして、市営バスの停留所に次の停留所までの距離、歩行時間、消費カロリー等を記載した路面表示を行った。

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、切れ目のない支援を実施するため、大阪府後期高齢者医療広域連合や地域支援事業（介護予防事業）を実施している関係機関等と連携し、後期高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施した。

10 健康医療政策（健康医療政策課）

(1) 高槻島本夜間休日応急診療所

夜間及び休日における急病患者に対する初期救急医療機関として、公益財団法人大阪府三島救急医療センターを指定管理者とし、高槻島本夜間休日応急診療所を運営している。

また、三島二次医療圏を構成する3市1町（高槻市、茨木市、摂津市、島本町）の間で協議を重ね、平成25年3月に基本協定を締結し、平成25年度から同診療所を拠点として小児救急医療体制の広域化を開始した。

- ① 所在地 八丁西町1番10号
- ② 運営主体 公益財団法人大阪府三島救急医療センター（市が指定管理者として指定）
- ③ 開設年月日 令和5年4月1日 上記所在地へ新築移転し、開設
 - 昭和46年4月 休日診療所 設置
 - 昭和48年8月1日 高槻島本夜間休日応急診療所 開設
(診療科目は内科・小児科・外科)
 - 昭和53年4月27日 南芥川町11番1号へ新築移転し、開設
- ④ 診療科目 内科、小児科、外科、歯科（歯科については、休日の昼間のみ診療）
- ⑤ 患者数（令和4年度） 19,475人

(2) 二次救急医療体制

三島二次医療圏（高槻市、茨木市、摂津市、島本町）の二次救急医療機関に対し、3市1町の連携によりその運営に係る経費の一部を補助し、二次救急医療体制（入院や手術が必要な救急患者を受け入れる医療体制）を確保している。

患者数（令和4年度）

区分	協力医療機関数	入院	外来	総数
病院群輪番制病院運営事業	18	16,408人	41,843人	58,251人
小児救急医療支援事業	5	1,388人	5,917人	7,305人

※ 休日（午前8時～午後6時）及び夜間（午後6時～翌日午前8時）における救急患者数。

(3) 三次救急医療体制

救命救急センターを運営する学校法人大阪医科薬科大学に対し、3市1町の連携により運営等に係る経費の一部を補助し、三次救急医療体制（重篤な疾患や多発外傷の救急患者を受け入れる医療体制）を確保している。

(4) 榎田診療所

無医地区である榎田地区住民の医療を確保するため、一般社団法人高槻市医師会に委託し、運営している。

- | | |
|---------------|----------------------|
| ① 所在地 | 大字田能小字スハノ下11番地 |
| ② 運営主体 | 一般社団法人高槻市医師会 |
| ③ 開設年月日 | 昭和49年9月4日 |
| ④ 診療科目 | 内科、小児科 |
| ⑤ 診療日時 | 毎週火・金曜日 午後2時30分～午後5時 |
| ⑥ 診療日数（令和4年度） | 99日 |
| ⑦ 患者数（令和4年度） | 422人 |

(5) 榎田歯科診療所

無医地区である榎田地区住民の医療を確保するため、榎田診療所運営委員会に委託し、運営している。

- | | |
|---------------|------------------------|
| ① 所在地 | 大字田能小字スハノ下11番地 |
| ② 運営主体 | 榎田診療所運営委員会（昭和56年度から） |
| ③ 開設年月日 | 昭和55年4月9日 |
| ④ 診療科目 | 歯科 |
| ⑤ 診療日時 | 毎週火曜日 午前9時30分～午前11時30分 |
| ⑥ 診療日数（令和4年度） | 47日 |
| ⑦ 患者数（令和4年度） | 272人 |

(6) 口腔保健センター

地域の歯科診療所においては診療が困難な障がい者（児）の歯科診療や口腔疾病の予防、口腔の衛生指導を行うことにより、障がい者などの健康の増進と福祉の向上を図る。

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ① 所在地 | 城東町5番1号（総合保健福祉センター内） |
| ② 運営主体 | 一般社団法人高槻市歯科医師会（市が指定管理者として指定） |
| ③ 開設年月日 | 平成5年6月1日 |
| ④ 診療科目 | 歯科 |
| ⑤ 診療日時 | 毎週火～木曜日 午後2時～午後4時 |
| ⑥ 診療日数（令和4年度） | 96日 |
| ⑦ 患者数（令和4年度） | 1,754人 |

(7) 高槻市保健医療審議会

高槻市附属機関設置条例に基づき、地域保健及び地域医療に関する事項の調査審議を行う。

(8) 医事

医療従事者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）の免許の交付申請に係る事務及び病院、診療所、助産所、施術所等の開設許可や届出事務を行うとともに、これら施設の監視指導を行っている。また、医療相談窓口を設置し、医療に関する相談を実施している。

医療施設数及び病床数

(施設数は令和5年3月末現在)

施設数等 施設の区分		施設数	病 床 数				
			一般病床	療養病床	精神病床	計	
病 院		17	3,098	382	756	4,236	
診 療 所	一 般	有床診療所	5	53	0	0	53
		透析診療所	6	-	-	-	-
		その他	288	-	-	-	-
		計	299	53	0	0	53
	歯科診療所		186	0	0	0	0
	小 計		485	53	0	0	53
助 産 所		35	-	-	-	-	
合 計		537	3,151	382	756	4,289	

施術所・歯科技工所数及び各種届出件数

(施設数は令和5年3月末現在)

施設数・届出の種別等 施設の区分		施設数	届 出 件 数			
			開 設	変 更	廃 止	計
施術所	あん摩マッサージ指 圧、はり、きゅう	361	14	59	13	86
	柔道整復	226	15	43	12	70
歯 科 技 工 所		39	1	1	3	5

医療相談受付件数（令和4年度）

苦情・提言	件数
医療行為・医療内容	20
コミュニケーションに関すること	36
医療機関等の施設	15
カルテ開示	2
セカンドオピニオン	0
医療機関の紹介、案内	0
医療費（診療報酬等）	3
健康や病気に関すること	0
薬（品）に関すること	0
その他	1
計	77

相談・問合せ	件数
医療行為・医療内容	37
コミュニケーションに関すること	27
医療機関等の施設	8
カルテ開示	6
セカンドオピニオン	3
医療機関の紹介、案内	96
医療費（診療報酬等）	5
健康や病気に関すること	9
薬（品）に関すること	7
その他	1
計	199

(9) 薬事

薬局等及び高度管理医療機器等販売業等並びに毒物劇物販売業及び毒物劇物業務上取扱者に係る許可申請、登録申請、変更届等の審査を行うとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律並びに毒物及び劇物取締法等関係法令の遵守の確認のため、監視指導を実施している。

施設数、許可申請等及び立入検査の状況

(施設数は令和5年3月末現在)

施設数・申請の種別等		施設数	申請等件数(件)					計	立入 件数 (件)
			新規	更新	変更	廃止	その他		
薬局等 医薬品販売業	薬局	168	8	21	540	8	91	668	78
	薬局製造販売医薬品 製造業・製造販売業	14	0	4	2	2	1	9	2
	店舗販売業	68	4	10	186	1	0	201	32
	計	250	12	35	728	11	92	878	112
医療機器 販売業・貸与業	高度管理医療機器等 販売業・貸与業	159	15	49	84	11	1	160	50
	管理医療機器 販売業・貸与業	486	32	-	31	18	0	81	61
	計	645	47	49	115	29	1	241	111
毒物劇物販売業	一般販売業	54	2	4	1	2	7	16	24
	農薬用品目販売業	10	0	2	0	0	5	7	5
	特定品目販売業	1	0	0	0	0	0	0	0
	計	65	2	6	1	2	12	23	29
毒物劇物 業務上取扱者	法第22条第1項 (届出必要)	0	0	-	0	0	0	0	-
	法第22条第5項 (届出不要)	-	-	-	-	-	-	-	0
	計	0	0	-	0	0	0	0	0
合 計		960	61	90	844	42	105	1142	252

(10) 栄養

特定給食施設等に、給食内容の向上と健康づくりのため、栄養管理の実施に関し必要な指導・助言を行っている。また、食品の栄養に関する表示などについて、市民への情報提供に努めるとともに、事業者への指導・助言を行っている。

特定給食施設等の指導・助言の状況

(施設数は令和5年3月末現在)

施設の区分		施設数及び指導・助言件数			
		管理栄養士の いる施設	栄養士のみに いる施設	栄養士のいな い施設	計
特 定 給 食 施 設	学 校	27	8	34	69
		2	0	4	6
	病 院	14	0	0	14
		0	0	0	0
	介護老人保健施設	8	0	0	8
		1	0	0	1
	介護医療院	0	0	0	0
		0	0	0	0
	老人福祉施設	14	1	0	15
		0	0	0	0
	児童福祉施設	21	15	13	49
		0	0	0	0
	社会福祉施設	3	0	0	3
		0	0	0	0
	事 業 所	6	2	10	18
		0	0	0	0
	寄 宿 舎	0	0	0	0
		0	0	0	0
一般給食センター	1	0	0	1	
	0	0	0	0	
そ の 他	1	1	1	3	
	0	0	0	0	
計	95	27	58	180	
	3	0	4	7	
そ の 他 の 給 食 施 設	学 校	1	0	4	5
		0	0	0	0
	病 院	1	0	0	1
		0	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	0	0
		0	0	0	0
	介護医療院	0	0	0	0
		0	0	0	0
	老人福祉施設	7	3	4	14
		0	0	0	0
	児童福祉施設	2	3	2	7
		0	0	0	0

社会福祉施設	3	5	2	10
	0	0	0	0
事業所	0	1	13	14
	0	0	0	0
寄宿舍	0	0	1	1
	0	0	0	0
その他	1	0	3	4
	0	0	0	0
計	15	12	29	56
	0	0	0	0
合計	110	39	87	236
	3	0	4	7

* 上段は施設数、下段は指導・助言件数を示している。

(11) たばこ対策

健康増進法に基づき、市民への啓発及び施設管理権原者等に対する助言、指導等を実施している。

① たばこ関連相談

電話や来所によるたばこ相談を実施している。

② 受動喫煙防止対策

健康増進法、大阪府受動喫煙防止条例に基づき、市民に必要な情報提供、啓発を行っている。
また、施設管理権原者等に対する助言及び指導を実施している。

③ 若年者喫煙防止対策

学校、団体への教材の貸し出し等を実施している。

二十歳のつどいにおいて、啓発物品の配布など喫煙防止の啓発を実施している。

(12) 在宅医療・介護連携の推進

地域包括ケアシステム構築に係る事業の一つとして、高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、在宅医療の充実及び介護サービスとの連携を進める取組を実施している。

① 市民向け啓発リーフレットの作成、配布

② 在宅医療・介護連携支援コーディネーターによる医療・介護関係者への情報提供、相談等

11 保健衛生（保健衛生課）

(1) 食品衛生

飲食店及び各種食品製造施設の営業許可や届出などの事務を行うとともに、食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を行っている。また、ホームページや広報誌等により食品衛生啓発事業を行うとともに、市民からの食品に関する苦情相談、食品事業者に対する個別相談や指導を行っている。

(令和4年度)

食品関係 営業許可施設数	食品関係営業許可施設 監視指導件数	食品等収去検査検体数
3,383	910	84

(2) 環境衛生

旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、水道施設、墓地・納骨堂・火葬場、温泉利用施設、プール、特定建築物等環境衛生関係施設の許可や届出などの事務を行うとともに、これら施設への監視指導を行っている。また、住居衛生について市民の相談に応じるとともに啓発を行っている。

(令和4年度)

区 分	施 設 数	監視指導件数
営業関係施設	1,077	198
飲料水関係施設	288	77
そ の 他	242	115
計	1,607	390

(3) 動物管理

飼い犬の登録、浮浪犬の捕獲などの狂犬病予防事務を行うとともに、飼えなくなった犬・猫の引取りなどを行っている。また、正しい犬の飼い方指導などの啓発を行っている。

(令和4年度)

新規登録数	登録累計	狂 犬 病 予 防 注射済票交付数	犬捕獲頭数	引取り数		負傷動物収容数
				犬	猫	
1,704	15,920	9,883	0	9	26	5

(4) 衛生検査

腸内細菌や寄生虫卵などの臨床関係検査、食中毒や食品細菌などの食品衛生関係検査、及びレジオネラ属菌、クリプトスポリジウム指標菌などの水質検査や家庭用品化学物質などの環境衛生関係検査を行っている。

(令和4年度)

区 分	臨 床 関 係 検 査 検 体 数	食 品 衛 生 関 係 検 査 検 体 数	環 境 衛 生 関 係 検 査 検 体 数	計
行 政 検 査	123	178	184	485
依 頼 検 査	239	-	-	239
計	362	178	184	724

12 保健予防（保健予防課）

(1) 感染症予防

結核・感染症の届出の受理、結核患者の療養支援、結核医療費の公費負担等を行った。エイズを含む性感染症の正しい知識の普及啓発や相談事業を行った。また、感染症発生時の対応として、情報の収集、分析、提供を行いながら、必要な医療の確保と二次感染防止対策を迅速かつ的確に実施した。

結核患者の状況

（令和4年）

登録患者数	新登録 (R4.1~R4.12月)		新登録患者の内訳				その他(別掲)
	患者数	罹患率	活動性結核				潜在性結核感染症
			喀痰塗抹陽性	その他の菌陽性	菌陰性その他	肺外結核	
83人	24人	6.9	13人	5人	0人	6人	7人

※ 罹患率：人口10万人対

※ 登録患者数は令和4年12月末現在

HIV抗体検査・HIV/エイズ相談件数（令和4年度）

検査件数	陽性者数	相談件数
302件	1人	313件

感染症発生届出状況

（令和4年度）

感染症分類	1類	2類（結核除く）	3類	4類	5類	指定
件数	0件	0件	18件	7件	79件	0件

※ 5類は全数把握のみ

※ 新型コロナウイルス感染症は除く

(2) 精神保健

精神障がい者の早期治療や社会復帰を支援するため、保健師、社会福祉士、精神科医師及び精神保健福祉士によるこころの健康相談を実施した。また、精神疾患及び精神障がいへの理解を深めるため、市民向け講座などの普及啓発を行った。

自殺対策事業では、ゲートキーパー研修や普及啓発、自殺未遂者相談支援等を実施した。

こころの健康相談

（令和4年度）

来所等相談	訪問相談	電話相談
2,597件	279件	1,417件

ゲートキーパー研修

（令和4年度）

実施回数	延べ参加者数
11回	376人

(3) 難病

特定医療費（指定難病）医療受給者証の申請受付経由事務を行った。また、難病患者に対する療養支援・健康相談を行った。

（令和4年度）

特定医療費（指定難病）医療受給者証数		
新規	更新	総数
532 件	3,236 件	3,768 件

(4) 肝炎無料検査

肝炎の早期発見、早期治療を目的として、B型・C型肝炎の無料検査を実施した。

（令和4年度）

検査件数	陽性者数
46 件	0 人

(5) 被爆者援護

原爆被爆者手帳交付申請等の受付経由事務を行った。

（令和4年度）

手帳・医療費などの申請	指定医療機関変更死亡・住所変更等届	健康診断結果送付	二世健診受付
55 件	78 件	81 件	32 件

(6) 予防接種

① インフルエンザ予防接種

予防接種法に基づき、原則65歳以上の者に対してインフルエンザの予防接種の費用助成を実施した。令和4年度については、新型コロナウイルス感染症との同時流行による発熱外来のひっ迫防止のため、対象者すべてに全額助成を実施した。

② 成人用肺炎球菌予防接種

予防接種法に基づき、成人用肺炎球菌予防接種の費用助成を実施した。

（令和4年度）

予防接種名	対象者	接種者数	うち無料接種者数
インフルエンザ	原則満65歳以上	63,851 人	63,851 人
成人用肺炎球菌	令和4年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる未接種者	1,990 人	269 人

※ 市民税非課税世帯の市民等は全額助成を実施し、費用を支払った無料接種対象者及び高槻市外で予防接種を受けた者には償還払いを実施した。

③ 風しん対策事業

風しんの感染予防及び胎児の先天性風しん症候群の発症予防を目的に、妊娠を希望する女性等を対象に風しんの抗体検査費用及び風しんワクチン等の予防接種費用の助成を実施した。

(令和4年度)

	助成件数	助成額
抗体検査	465 件	2,819,597 円
予防接種	833 件	6,234,780 円

④ 風しん追加的対策事業

風しんに係る公的な予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に対して風しんの抗体検査及び予防接種法に基づく定期予防接種を実施した。

(令和4年度)

	助成件数	助成額
抗体検査	1,852 件	11,156,970 円
予防接種	387 件	3,620,022 円

(7) 新型コロナウイルス感染症に関する事項

① 市内感染者数

75,305 人

② コールセンター相談件数

24,632 件

③ 検査件数（保健所実施分）

61,790 件

13 新型コロナワクチン接種（健康づくり推進課）

予防接種法に基づき、新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種について、必要な体制の確保を図り、住民への円滑な接種を実施した。

(令和5年3月31日現在)

接種者数	従来ワクチン				オミクロン株 対応ワクチン
	1回目接種	2回目接種	3回目接種	4回目接種	3～5回目接種
	282,057 人	280,926 人	221,627 人	103,393 人	152,655 人

※ VRS（国のワクチン接種記録システム）で集計された数

14 高槻市保健所・総合保健福祉センター

平成15年4月1日に高槻市が中核市に移行したことに伴い、高槻市保健所を開設した。高槻市保健所においては、これまで府の保健所が行ってきた保健、医療、衛生の各分野における専門的な業務を実施している。また、総合保健福祉センターにおいては特定健診・特定保健指導や各種がん検診をはじめとする成人保健事業を実施し、市民の健康の保持増進を図っている。

(1) 高槻市保健所

所在地	城東町5番7号
開設年月日	平成15年4月1日
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り 地上3階建て
敷地面積	2,248.20 m ² 、 建築面積 948.03 m ² 、 延床面積 1,858.19 m ²

(2) 総合保健福祉センター

所在地	城東町5番1号
開設年月日	平成5年6月1日
構造	鉄筋コンクリート造り 地下2階地上3階建て
敷地面積	2,386.46 m ² 、 建築面積 1,459.40 m ² 、 延床面積 5,983.31 m ²
施設内容	・保健センター ・口腔保健センター